

# 社長の『認知症』付き合い方

1. 取締役・「大切な人」との協議
  - ① 社長の意志「第一」
  - ② 死ぬ迄手元に「会社経営権」
2. 民法埒外「法定」の会社引継ぎ
  - ① 会社引継は「経営能力者」に
  - ② 民法埒外「家族信託」研究



## 会社社長の『認知症』

## 支援許は「裁判所」

(広報元) アアクスグループ株式会社@月島駅前  
『バトンズ M&A 相談所』(東証ふらいむ上場子会社)

代表者 **堂上孝生** (どうがみ たかお)

- ・ 税理士 (アアクス堂上税理士事務所@豊洲駅前)
- ・ 法定成年後見人候補者 (東京家裁「候補者リスト」掲載者)

ホームページ: <http://認知症.net/>

☎ 03 - 5548 - 6007 (平日 9:30 - 5:30) 窓口山本努

東京家庭裁判所@霞が関 (担当立川 ☎ 042-845-0281)

(認知症支援者) 心身保護は主治医 / 財産保護は「法定成年後見人」



## 成年後見人<sup>\*</sup>の税理士にご依頼戴けます

※ 法定成年後見人候補者（家裁「候補者リスト」掲載者）を指します。なお使い勝手の悪さは近々に法令改正されます。

### 認知症（統計）について

軽度認知障害MCIは来年2025年65歳以上3,347万人（2015国勢調査値）の20%余730万人。25年後の2060年には約33%1,155万人と推計されるそう（高齢社会白書（内閣府））。

2024年の75歳以上人口は2,180万人、65～74歳人口は1,497万人。65歳以上人口は、その合計で約3,676万人（人口問題研究所。お断り：上記国勢調査値と330万人弱の差がある）。いずれにせよ、65歳以上人口の20%730万人程にMCI障害があるという統計である（TV報道等では700万人）。

### 認知症の社長（ご準備）

過酷な現実としては、今年2024年の5年後には、団塊世代全てが75歳入り。やがて社長の老後30年後には団塊ジュニア世代も、75歳以上となり、現行の社会保障制度は破綻する。会社社長にも事前準備が必要。

会社社長の認知症は、会社運営にとっては絶対社外秘<sup>秘</sup>である。  
大切な人、出来れば家族・会社の取締役の全員と、正式な「会議と議事録」を残すこと。  
会社存続と発展のため、社長の意思が固まれば、取合えず「公正証書の遺言書」の作成が望ましい。

- ※ 公正証書には2人の立会人が必要ですが、費用は安く、改定は何時でも何度でも可能です。
- ※ 大事な点は「社長の意思」を反映した「会社運営体制」を整備して置くことです。
- ※ 出来れば簡単な「家族信託」でも、社長の意思が法的に反映されるよう設計できます。

（文責）

アアクス堂上税理士事務所（@ゆりかもめ豊洲駅隣接） [etax.tokyo/](https://etax.tokyo/)

アアクスグループ株式会社 [ma-advisory.tokyo/](https://ma-advisory.tokyo/)

屋号『バトonzM&A相談所』@月島駅前（@株式会社バトonz） [認知症.net/](https://認知症.net/)

代表取締役 堂上孝生（ど（うがみ たかお/Dong Takao Dogami）

税理士・法定成年後見人候補（東京家裁「候補者リスト掲載者」）

電話 0120-03-6066（平日通常時間帯／窓口山本努）

※報酬等詳細は面談の際にご案内させて戴きます。

[税理士.top/](https://税理士.top/)